

教えて!! ごみの出し方

皆さんから、電話での問い合わせや、説明会等で質問の多かったことを紹介します。

空びんのこと

Q1.

空びんに付いている金属の輪っかは、外さなければいけないの？

A.

現在は、「輪っか」にも工夫がされており、簡単に外せるようになっています。簡単に外せるものは外し、外した輪っかは、『燃えないごみ』で出してください。

Q2.

ポン酢やドレッシングなどの空びんに付いている、プラスチックの口の部分は、取らなければいけないの？

A.

「輪っか」と同じように、簡単に取れるものは取り、取った口の部分は『廃プラスチック』で出してください。

Q3.

空びんについているラベルやシールは、取らなければいけないの？

A.

簡単に取れるものは取り、取ったラベルやシールが「プラスチック」であれば『廃プラスチック』、「紙」であれば、『古紙(雑がみ)』または『燃えるごみ』で出してください。



廃プラスチックのこと

Q4.

廃プラスチックについているシールや値札は、剥がさなければいけないの？

A.

簡単に剥がれるものは剥がし、剥がしたシールや値札は、『燃えるごみ』で出してください。

※【Q1～4】について、「取れにくいもの・剥がしにくいもの」は、無理にとる必要はありません。付いたまま『空びん』や『廃プラスチック』として出してください。

お願い

飲食店経営者の皆さまへ

飲食業を営み、その事業活動に伴って生じた廃棄物(1日平均排出量が30kg以上)は、事業者が自らの責任で適正に処理しなければなりません。

特に生ごみは、水気を十分に切り、一袋を10kg以内としてください。

規定量を超える場合は、通常のごみ収集とは別に、一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者と契約するか、または直接クリーンセンターへ搬入してください。

一般家庭の皆さんも、生ごみを出す場合は、水気を十分に切ってから出してください。

また、市では、一般家庭を対象に生ごみの減量化と堆肥化を進めるため、生ごみ処理機器の購入費の半額補助をしています。詳しくは、市役所環境対策課または各支所市民課・行政サービスセンター窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ

市役所環境対策課

☎ 63-3113

